

2026年8月

お客さま各位

金沢信用金庫

「きんしんバンキングアプリ NEO」利用規定の改正のお知らせ

平素は金沢信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「きんしんバンキングアプリ NEO」の不正利用における被害補償について、お客さまに重過失がある場合当金庫は補償の責任を負わないこと、また、お客さまに過失がある場合個別に補償割合を決めることに変更し、下記のとおり「きんしんバンキングアプリ NEO」利用規定を改正させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。
なお、改正後の規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改正日

2026年10月1日

2. 改正内容

新旧対照表（変更される条項のみを記載しています。）

改正前	改正後
第16条 不正利用による振込 払い出し等 1. 損害金額の補てん請求 端末やパスコード等の盗難・盗用（以下、「盗難等」といいます。）により行われた不正な振込・払い出し等による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、当金庫に対して当該振込・払い出し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。 (1) ～ (3)（省略） 2. 補てん金額等 前項の請求がなされた場合、当該振込・払い出し等がお客さまの故意である場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該振込・払い出し等にかかるの	第16条 不正利用による振込 払い出し等 1. 損害金額の補償請求 端末やパスコード等の盗難・盗用（以下、「盗難等」といいます。）により行われた不正な振込・払い出し等による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、当金庫に対して当該振込・払い出し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。 (1) ～ (3)（省略） 2. 補償金額等 前項の請求がなされた場合、当該振込・払い出し等がお客さまの故意である場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該振込・払い出し等にかかるの

損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「<u>補てん</u>対象額」といいます。）を<u>補てん</u>するものとします。ただし、<u>当該振込・払い出し等が行われたことについて、当金庫が善意・無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当金庫が証明した場合に</u>は、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。 3. <u>補てん</u>金額対象期間 （省略） 4. 免責事項 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する<u>ことを当金庫が証明した</u>場合には、当金庫は補てんの責任を負いません。 (1) 当該振込等が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。 ①当該振込等にかかる損害がお客さまの重大な過失に起因する場合 〈お客さまの重大な過失となりうる事例〉 A. ～C. （省略） D. <u>その他AからCまでの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> ②～③ （省略） (2) （省略）	損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「<u>補償</u>対象額」といいます。）を<u>補償</u>するものとします。ただし、<u>当該振込等にかかる損害がお客さまの重大な過失または過失に起因する場合、当金庫は被害状況および過失の度合を勘案のうえ、補填対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</u> 3. <u>補償</u>金額対象期間 （省略） 4. 免責事項 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償の責任を負いません。 (1) 当該振込等が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。 ①当該振込等にかかる損害がお客さまの重大な過失に起因する場合 〈お客さまの重大な過失となりうる事例〉 A. ～C. （省略） D. <u>当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、不用意にAduME アカウントのパスワードや本アプリのパスコードを入力した場合</u> E. <u>遠隔操作アプリ等を自らダウンロードし、他人が本アプリを操作でき得る状態にしていた場合</u> F. <u>他人による振込操作の画面を確認しており、被害が発生した場合</u> G. <u>ログインした状態で操作端末から離れていた結果、被害が発生した場合</u> <u>その他 A から G までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合</u> ②～③ （省略） (2) （省略）
--	---

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 営業店サポート部

フリーダイヤル 0120-122-588

（平日 9：00～17：00）